

仕 様 書

- 1 名 称 河辺地域公園等除草業務委託
- 2 目 的 公園等に繁茂している雑草等の除草を行い、良好な景観の保持と安全で快適な公園利用に供することを目的とする。
- 3 実施箇所 秋田市河辺松湊字川原田家ノ後地内（松湊団地内公園）ほか
(別紙除草公園等一覧表および除草時期予定表による)
- 4 実施期間 契約日の翌日から令和8年9月30日まで
- 5 業務内容 機械除草Ⅱ A = 11,740 m²
- 6 作業開始時期 別紙除草公園等一覧表および除草時期予定表による。
- 7 刈草の処分 秋田市環境部総合環境センター
- 8 業務完了報告 全ての業務が完了の後に、作業状況および完了の確認ができる写真を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。
- 9 そ の 他
 - (1) 利用者等の安全確保に努めること。
 - (2) 除草の際、石や砂利等が飛散する場合がありますので、注意して作業を行うこと。
 - (3) 除草した草等は乾燥させてから、秋田市環境部総合環境センターに搬入し、処分すること。
 - (4) 周囲の道路上や公園内に散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。
 - (5) 立木の周りを除草する際は、幹等に傷をつけぬよう注意して作業すること。

- (6) 業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行うこと。(秋田市土木工事共通仕様書 1-1-48を準用)
- (7) 作業中に危険箇所を発見した場合は、担当者に連絡するとともに、速やかに安全を確保し適切な処置をすること。
- (8) 作業の日程等は、事前に担当者と協議のうえ、その承認を受けること。
- (9) その他業務の実施にあたり必要な事項は、担当者と協議すること。
- (10) 業務実施にあたって、公園状況を把握し、公園施設(芝やグラウンド等)に損傷を与えないこと。また、業務により施設に損傷を与えた場合は、受託者の責任により原形復旧すること。